

## 平成26年度ボランティア・NPO応援助成 申請団体募集



西区内で活動するボランティア・NPOなどが実施する福祉活動に対して、下記の内容で助成事業を実施します。この事業は、区民の皆様からご協力いただいた「赤い羽根共同基金」配分金の一部を財源に実施します。

### 【助成対象】

※平成26年度中に実施の事業を対象とします

- ① テーマ型事業助成・・・「人材育成」、「福祉意識の啓発」をテーマとする事業が対象
- ② 備品助成・・・活動の発展のために購入する資機材が対象



### 【助成額】

1 団体につき、①か②のいずれかの1 事業5万円まで

### 【申請】

西区社会福祉協議会（以下、社協）へお申し込みください。

助成の要項、申請書などは社協事務所、及び社協ホームページにて配布・公開しています。

申請の締切は平成26年6月27日（金）です。

### 【スケジュール】

- ① 7月初旬 書面審査
- ② 7月14日(月)午後1時30分～ 公開プレゼンテーションによる審査  
(詳細は助成要項をご覧ください。)

### 【問合せ・申込先】

社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会

名古屋市西区花の木二丁目18番1号 西区在宅サービスセンター内

TEL：532-9076 FAX：532-9082

<http://www.nishiku-shakyo.jp>



## 平成 26 年度ボランティア・NPO 応援助成事業 実施要項

### 第 1 目的

この要項は、社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、西区の地域福祉活動の活性化、および共同募金への理解の促進を目的に、共同募金配分金の一部を財源として公募で行う助成事業の実施において必要な事項を定める。

### 第 2 助成対象団体

主として西区内で活動する非営利団体で、次に掲げる福祉関係団体とする。ただし、平成 25 年度に本会から他の助成を受けている、または受ける予定のある団体は除く。

(1) 法人格をもたない任意団体（ボランティア団体等）

ただし任意団体の申請であっても、実質は社会福祉法人等の事業であると判断される場合は対象外とする。

(2) 特定非営利活動法人（NPO 法人）

### 第 3 助成対象事業

1 区民を対象とした「ボランティア育成」、「福祉意識の啓発」を目的・テーマとして、平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日の間に、西区内で実施する事業

2 助成対象団体が行う事業で活用する備品

ただし、次の事業および経費は除く。

(1) 団体所属会員の互助、またはそれに類する目的の事業にかかる経費

(2) 人件費、家賃、光熱水費、通信費等の団体運営にかかる経費

(3) 障害者総合支援法、介護保険法による事業

(4) 営利を目的とする事業

(5) 活動の目的および活動内容が、政治・宗教に偏っている事業

(6) その他、事業経費として不相当と認められるもの

### 第 4 助成金の交付金額

本事業による助成は、総額 35 万円を限度とし、1 団体につき前条に定める事業の 1 または 2 のいずれかの事業で、5 万円を上限とする。

### 第 5 募集

1 助成対象団体の募集は公募により行う。

2 助成を希望する団体は「平成 26 年度ボランティア・NPO 応援助成申請書」（様式 1）を本会に提出する。

3 申込み期限は平成 26 年 6 月 27 日までとする。

## 第6 審査

助成する団体及び助成額は、次に掲げる審査を経て決定する。

### (1) 第一次審査

第一次審査は、本会事務局において書類審査により行う。

本会事務局は、第一次審査の結果を「ボランティア・NPO応援助成第一次審査結果通知書」(様式2)により申請団体に通知する。

### (2) 第二次審査

第一次審査を通過した団体は、公開でプレゼンテーション(事業説明)を行い、その内容について審査員が審査をし、助成額を決定したうえで公表する。

第二次審査日(公開プレゼンテーション)平成25年7月14日(月)午後1時30分～午後4時

## 第7 審査員

1 第二次審査の審査員は10名以内とし、次に掲げる選出区分から本会会長が選出し、委嘱する。

- (1) 区共同募金委員会会長
- (2) 社会福祉関係公務員
- (3) 福祉施設関係者
- (4) 各種団体関係者
- (5) その他本会会長が認めたもの

2 審査委員長は、共同募金委員会会長が選任する。

## 第8 審査方法

第二次審査は次に掲げる(1)から(5)の基準について、それぞれ5点、合計25点で採点し、助成する団体及び助成額を決定する。

### (1) 必要性

区民の福祉ニーズに合致しているか。

### (2) 先駆性

新しい福祉課題を解決する先駆的な取り組みか。

### (3) 広域性(地域との連携)

特定の会員だけを対象とした自助的な事業ではなく、地域への広がりが期待できるか。

### (4) 継続性

事業が単発ではなく、継続的な効果が期待できるか。

### (5) 財政状況

効率的に経費が活用されているか。

## 第9 助成金の交付

助成対象となった団体に、「ボランティア・NPO応援助成交付決定通知書」（様式3）及び助成金の交付を行う。

## 第10 実施報告

助成を受けた団体は、事業終了後、「平成26年度ボランティア・NPO応援助成事業報告書」（様式4）を関係書類とともに、本会へ提出する。

## 第11 助成金の返還

本会会長が、次の各号に該当すると判断したときは、助成金の全額、または一部の返還を求めることができる。

- (1) 事業所要額が助成金交付額を下回ったとき
- (2) 事業が適正に実施されなかったとき
- (3) その他本事業の目的にふさわしくない支出

## 第12 その他

この要項の施行について、必要な事項は本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年 5月19日から施行する。

平成26年度ボランティア・NPO 応援助成申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会  
会長 浦野 三男 様

<申請者> 団体名称  
代表者名

㊦

申 請 者	団体名称			結成・設立年月日	昭和・平成	年	月	日
				構 成 員 数	名			
	代 表 者							
	ふりがな 氏 名			住所	〒 -			
電 話			FAX					
団体の 主な活動 内容								
申請金額	円		申請理由					
申請区分 (事業・備品 の名称) ※いずれか一方	(1) 事業助成 (事業の内容、予算の分かる資料を添付してください。)  (2) 備品助成 (見積書及びカタログ(写)の備品内容分かる資料を添付してください。)							
当 該 収 支 予 算	【収 入】				【支 出】			
	申請金額	円						
	自己負担金	円						
	その他	円						
	計		円	計 円				
平成25・26年度に 受けた助成金 (本事業も含む)	あ り の 場 合	交付団体(機関)名						
あ り ・ な し		交付金額	円	交付日	平成	年	月	日
		内 容						

\*平成25年度の団体の収支、活動内容の分かるもの、規約(あれば)を添付してください。

平成26年度 ボランティア・NPO応援助成 事業報告書

社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会  
会長 浦野 三男 様

団体名称

代表者名

印

みだしのことについて、下記のとおり報告します。

記

<p>事業助成</p> <p><u>*領収書(写)は必ず添付してください。(助成額全て)</u></p> <p>*案内チラシ、当日のチラシなどを添付してください。</p>	<p>(実施日時・場所、参加者数、事業内容、よかった点・反省点などを記入してください。)</p>
<p>備品助成</p> <p><u>*領収書(写)は必ず添付してください。</u></p> <p>*助成を受け、購入した旨を掲載した機関紙などを作成されましたら、それも添付してください。</p>	<p>(備品の名称及び用途)</p>
<p>助成金額</p>	<p>¥ _____</p>

